| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 本則 | 本則 |
| (用語の定義)<br>第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>(1)　市営住宅　市が、建設、買取りもしくは借上げを行い、住民に賃貸し、もしくは転貸するための住宅およびその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの、または市が、国の補助を受けることなく建設し、住民に賃貸するための住宅およびその附帯施設をいう。<br>(2)～(5)　(略)<br>(入居者の資格)<br>第7条　市営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第2に掲げる者(身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる者を除く。次項および次条第2項において「高齢者等」という。)にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあっては第7号)の全ての条件を具備する者でなければならない。<br>(1)　(略)<br>(2)　その者の収入がアまたはイに掲げる場合に応じ、それぞれアまたはイに定める金額を超えないこと。<br>ア　入居者の心身の状況または世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合 | (用語の定義)<br>第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>(1)　市営住宅　市が、建設、買取りもしくは借上げを行い、住民に賃貸し、もしくは転貸するための住宅およびその付帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの、または市が、国の補助を受けることなく建設し、住民に賃貸するための住宅およびその付帯施設をいう。<br>(2)～(5)　(略)<br>(入居者の資格)<br>第7条　市営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第2に掲げる者(身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる者を除く。次項および次条第2項において「高齢者等」という。)にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあっては第7号)の全ての条件を具備する者でなければならない。<br>(1)　(略)<br>(2)　その者の収入がアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに掲げる金額を超えないこと。<br>ア　入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項に規定する場合　令第6条第5項第1号に規定する金額 |

| | |
|---|---|
| として別表第3に掲げる場合　214,000円 | |
| (削る) | イ　市営住宅が、法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るものまたは法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合　令第6条第5項第2号に規定する金額 |
| イ　ア　　に掲げる場合以外の場合　158,000円 | ウ　アおよびイに掲げる場合以外の場合　令第6条第5項第3号に規定する金額 |
| (3)～(7)　(略) | (3)～(7)　(略) |
| 2　(略) | 2　(略) |
| (入居者資格の特例) | (入居者資格の特例) |
| 第8条　(略) | 第8条　(略) |
| 2　別表第3第4号に掲げる市営住宅の入居者は、前条第1項各号(高齢者等にあっては、同項第2号から第7号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 | 2　前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(高齢者等にあっては、同項第2号から第7号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 |
| (修繕費用の負担) | (修繕費用の負担) |
| 第23条　市営住宅および共同施設の修繕に要する費用(畳替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕および給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。 | 第23条　市営住宅および共同施設の修繕に要する費用(畳替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕および給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。 |

| | |
|---|---|
| 別表第2(第7条関係)<br>(1)　(略)<br>(2)　障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの<br>(3)～(8)　(略)<br><br>別表第3(第7条、第8条関係)<br>(1)　入居者または同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合<br>ア　障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの<br>イ　戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの<br>ウ　別表第2第4号、第6号または第7号に該当する者<br>(2)　入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の者である場合<br>(3)　同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合<br>(4)　市営住宅が、法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るものまたは法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合。ただし、当該災害発生の日から3年を経過するまでの期間に限る。 | 別表第2(第7条関係)<br>(1)　(略)<br>(2)　障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの<br><br>(3)～(8)　(略) |